

決 定 書

異議申出人
(住所)
(氏名)

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年8月●日付けで提起された同年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、柏市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由の要旨

1 趣旨

異議申出人は、本件選挙における当選人小川学（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

2 理由の要旨

市議会議員の選挙権は「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」が有するとされており（公職選挙法第9条第2項）、市議会議員の被選挙権は「その選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの」が有するとされている（公職選挙法第10条第1項第5号）。

しかし、当選人が柏市選挙管理委員会に届けている「柏市つくしが丘3丁目」は生活の本拠ではなく、当選人は公職選挙法第9条第2項の「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」という要件を満たさず、被選挙権を有しないため、当選人とはなり得ない。

決定の理由

当委員会は、申出書の要件を満たしていることから、本件異議申出を受理した。

審理にあたっては関係法令にしたがい、異議申出人が提出した証拠物、当選人の証人尋問、口頭意見陳述及び提出された証拠物に基づき慎重に行った。

1 住所認定の解釈

本件異議申出は、当選人の住所に関し提起されたものである。

したがって当委員会は、当選人が本件選挙の被選挙権の要件、すなわち、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第10条第1項第5号に規定する被選挙権の要件である法第9条第2項に規定する「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを論点として調査することとした。

「引き続き三箇月以上」の期間計算については、本件選挙の選挙期日（令和5年8月6日）を基準として算定される。すなわち、令和5年5月6日から令和5年8月6日まで（以下「本件期間」という。）の間、引き続き本市内に住所を有することが必要となる。なお、「三箇月」の期間計算については、民法による。

「住所」とは、民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する「生活の本拠」とされる。

その意義について判例に照らすと、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」べきであり（昭和35年3月22日 最高裁判決）、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」（平成9年8月25日 最高裁判決）べきものとされる。また「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和3年12月23日 東京高裁判決）とされる。

「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、他に特別の事情がない限り「現に起臥しているところ」に住所があるものと認定して差し支えないとされている。しかし、現に起臥して

いるか否かを客観的に証明することが困難であるため、水道・電気・ガスの使用状況や当選人と家族の状況、当選人の証言及び提出資料をもとに、本件期間について判断することとした。

2 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び本件当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる。

(1) 柏市に対して行われた住民異動届出

当選人は、令和5年4月28日を転入日として、千葉県船橋市本町4丁目（以下「前住所地1」という。）から、千葉県柏市つくしが丘3丁目（以下「前住所地2」という。）に単身で転入した旨、同日に転入届を届け出ている。

当選人は、令和5年8月20日を転居日として、前住所地2から、千葉県柏市柏5丁目（以下「現住所地」という。）に単身で転居した旨、令和5年8月21日に転居届を届け出ている。

(2) 前住所地2に係る賃貸借契約

当選人は、令和5年4月28日に、当選人を借主として、住宅の賃貸借契約を結んでいる。契約期間は「2023年4月28日から2025年4月27日まで（2年間）」である。

(3) 前住所地2の物件情報

賃貸契約書の記載及び現地を確認したところ、浴室、水洗トイレ、洗面台、台所（コンロはIHクッキングヒーター）、エアコン、ガス給湯器の設備が備え付けられている。

(4) 前住所地2での水道・電気・ガスの状況

当選人から、水道・電気・ガスの使用に係る領収書等が提出された。その内容は以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は当選人となっている。

ア 水道使用量

使用期間	上水道使用量
令和5年5月1日～6月4日	0 m ³
令和5年6月5日～8月4日	5 m ³

イ 電気使用量

使用期間	使用量
令和5年5月2日	4 kWh
令和5年5月3日～6月2日	117 kWh
令和5年6月3日～7月2日	75 kWh
令和5年7月3日～8月2日	170 kWh

ウ ガス使用量

使用期間	使用量
令和5年5月6日～5月24日	1 m ³
令和5年5月25日～6月23日	2 m ³
令和5年6月24日～7月24日	3 m ³
令和5年7月25日～8月24日	44 m ³

(5) 本件期間における前住所地1での水道・電気・ガスの使用及び、同時期の前年分の水道・電気・ガスの使用に係る領収書等の提出を求めたところ、当選人から提出があった。内容は以下のとおりである。なお、提出された領収書等の名義は当選人となっている。

ア 水道使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和5年4月9日～6月8日	37 m ³	令和4年4月9日～6月7日	26 m ³
令和5年6月9日～8月7日	31 m ³	令和4年6月8日～8月6日	28 m ³

イ 電気使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和5年4月26日～5月25日	288 kWh	令和4年4月26日～5月25日	227 kWh
令和5年5月26日～6月25日	262 kWh	令和4年5月26日～6月26日	310 kWh
令和5年6月26日～7月26日	611 kWh	令和4年6月27日～7月26日	474 kWh
令和5年7月27日～8月27日	568 kWh	令和4年7月27日～8月25日	475 kWh

ウ ガス使用量

使用期間	使用量	使用期間	使用量
令和5年4月11日～5月11日	48 m ³	令和4年4月9日～5月11日	32 m ³
令和5年5月12日～6月9日	44 m ³	令和4年5月12日～6月8日	22 m ³
令和5年6月10日～7月10日	26 m ³	令和4年6月9日～7月8日	23 m ³

令和 5 年 7 月 1 1 日～8 月 8 日	2 5 m ³	令和 4 年 7 月 9 日～8 月 5 日	1 6 m ³
令和 5 年 8 月 9 日～9 月 8 日	1 5 m ³	令和 4 年 8 月 6 日～9 月 7 日	2 0 m ³

(6) マイナンバーカードの住所変更

提出された当選人のマイナンバーカードは，令和 5 年 4 月 2 8 日付けで前住所地 2 への住所変更がなされている。

(7) 前住所地 2 への郵便物の状況

柏市健康増進課からのハガキや，当委員会からの「柏市議会議員一般選挙投票所整理券」，その他郵便物が前住所地 2 に届いている。

(8) 本件期間中の入院

当選人から提出のあった領収書から，当選人は令和 5 年 5 月 2 0 日に船橋市の病院で入院し，令和 5 年 6 月 3 日に退院した。

(9) 前住所地 1 の家屋の名義

前住所地 1 の家屋の登記簿上の所有者は当選人本人となっている。

(10) 当委員会から交通系 IC カードの利用記録の提出を当選人に求めたが，存否については「無」で回答があった。

3 当選人の証言及び提出書類による当選人の主張の要旨

(1) 令和 5 年 4 月 2 8 日に前住所地 2 に引越して，令和 5 年 8 月 2 0 日まで住んでいた。現在は現住所地に住んでいる。

水道・電気・ガスの使用開始日は提出した領収書等のおりであり，土日を挟んでしまったため，4 月 2 8 日よりも後になったが，不便さは感じなかった。

現住所地に引越した理由は，柏市議会議員としての仕事が行いやすいようにである。

(2) 家族は妻と長男と長女の 4 人家族。柏市を良くしたいという思いから，単身で柏市に引越した。1 か月の内 1 回か 2 回は前住所地 1 に帰ったが，寝起きについては，5 月は 1 8 回，6 月は 2 8 回，7 月は 3 1 回，8 月は 2 9 回，前住所地 2 において行っていた。(令和 5 年 5 月 1 9 日は前住所地 1 で寝起きし，同年 5 月 2 0 日に船橋市の病院で入院し，令和 5 年 6 月 3 日に退院した。)

(3) 本件期間中の職業はシステムエンジニアであり，3 年くらい前から在宅でリモートワークをしている。本件期間中も在宅ワークで，会社に行くのは年に 1 回くらいである。

- (4) 月曜から金曜までが勤務日であり、朝起床し、9時から在宅ワークを行う。昼休憩を挟み、18時まで在宅ワークを行うが、2時間程度残業することも多い。寝るのは24時くらいである。
- (5) 休みの日はゆっくり起きて、家のパソコンでニュース等を見て過ごすことが多い。
- (6) 自炊は全くせず、近くのスーパーで弁当を買うか、外食で済ませていた。
- (7) 風呂はユニットバスが部屋に備え付けられていたが、5月の内は近所を歩いて地域を知るべきだと思い、銭湯に行っていた。6月頃からシャワーを使いはじめ、7月後半から暑くなってきたので、お風呂にお湯を張って入り始めた。
- (8) トイレは一日、3～4回ぐらい使っていた。5月中は水道はトイレしか使っていない。
- (9) 洗濯はコインランドリーで済ませていた。クリーニング屋を使うことはなかった。
- (10) 電化製品は備え付けのエアコンと前住所地1から持参したパソコンと照明くらいのものであった。
- (11) インターネットにはポケットWi-Fiで接続している。
- (12) 家財道具については、本件期間中、何も購入しなかった。
- (13) 前住所地1から運び込んだ物は、パソコン、着替え、布団、折り畳み式のイスと机くらいであったため、引っ越し業者を利用せず、タクシーで運び込んだ。
- (14) 船橋市議会議員一般選挙が終わってから令和5年4月25日くらいの時点で柏市に引越しをすることを決め、2日か3日くらいで引越しの準備を一人で行い、同年4月28日に前住所地2に引越しをした。
- (15) ネット通販での買い物明細については本件期間中、該当がなかった。
- (16) 日用品は主に近くのスーパーで買うことが多かった。
- (17) 町会には入っていない。入り方がわからなかった事と、多忙であったため。
- (18) 郵便局の転居届は8月24日に出した。前住所地2に住んでいた時に出さなかった理由は、不便ではなかったため。
- (19) 免許証は持っているが、車は所有しておらず、あまり運転もしな

い。住所変更はしていないが、マイナンバーカードを所持しているため、これを身分証として使っていた。

銀行口座の住所については5月に変更した。

(20) 船橋市消防団第3分団3班に過去在籍していたが、現在は在籍していない。

4 当委員会の判断

以上を踏まえ、当選人が本件期間において、引き続き前住所地2において起臥していたかについて判断する。

(1) 一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない。この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、入浴、排せつなどの行為がある。

そのため、これらの行為をするためには、当該場所において水道、電気、ガスを使用することが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

ア 水道の使用量について

水道の使用量は、令和5年5月1日から6月4日が0 m³、令和5年6月5日から8月4日までが5 m³であり、いずれも一人世帯の1か月あたり平均使用量8.1 m³（東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」）より非常に少ない。

しかし、証言によれば当選人は洗濯をコインランドリーで行っていることや、入浴について、5月中は銭湯、6月中はシャワーで済ませており、令和5年5月20日～6月3日までの間、病院に入院していた事を考えれば、使用量が少ないことをもって当選人に居住実態がなかったとまで言うことはできない。

なお、証言によれば当選人は令和5年5月1日から6月4日の期間の水道の使用は、トイレの使用のみであったが、当委員会でトイレの型番から水道使用量を調べ計算した結果、本人の証言通りの使用回数であれば、令和5年5月1日から6月4日の期間の水道使用量は1 m³を超えず、0 m³となることを確認した。

イ 電気の使用量について

電気の使用量は、令和5年5月2日が4 kWh、令和5年5月3日から6月2日が11.7 kWh、令和5年6月3日から7月2日が7.5 kWh、令和5年7月3日から8月2日が17.0 kWhであり、いずれも一人世帯（集合住宅）の1か月あたりの平均使用量18.6 kWh（『平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書』）よりも少ない。

しかし、証言によれば当選人の所有する電化製品は、パソコンと照明器具程度であり、部屋にはエアコンがある程度である。このことを考えれば、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

ウ ガスの使用量について

ガスの使用量は、令和5年5月6日から5月24日までが1 m³、令和5年5月25日から6月23日までが2 m³、令和5年6月24日から7月24日までが3 m³、令和5年7月25日から8月24日までが4.4 m³であり、令和5年7月25日から8月24日以外の期間については、いずれも一人世帯（集合住宅）の1か月あたりの平均使用量1.5 m³（『平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書』）よりも非常に少ない。

しかし、前住所地2についてはガスを使用する器具は給湯器のみであり、証言によれば、当選人は入浴について、5月中は銭湯、6月はシャワーで済ませていたことを考えれば、使用量が少ないこともそれほど不自然ではないと認められる。

また、令和5年7月25日から8月24日の期間については、証言によれば、当選人は7月後半からお風呂にお湯を張って入り始めたため、該当期間のガス使用量が多くなったとしても、それほど不自然ではないと認められる。

- (2) 当選人に対し、5月から8月末までの期間の食品・日用品関係の領収書（バーコード決済などの利用明細等含む）の提出を求めたところ、98件の提出があった。その内、78件が飲食店の利用によるものであり、8件がスーパーやコンビニエンスストアでの食料品等の購入によるもの、7件が銭湯の利用によるものであった（残り5件はその他）。

領収書の提出のあった飲食店を調査したところ、ある店舗では当選人が週に2回から3回ほど来店していた事や、ある店舗では5月

から7月を中心に定期的に利用していた事を裏付ける証言を得た。

また、同一のスーパーの利用は6件あり、それと併せて、スーパーに隣接するATMで当選人名義の金融機関から定期的に現金を払い出している利用明細書が当選人から提出されている。

銭湯の利用については、2店舗についての提出があり、A店舗では5月中の利用が3件、B店舗では5月中の利用が3件、7月中の利用が1件であった。

店舗に確認したところ、A店舗では、当選人が8月中の何日かにわたって利用したことは覚えており、その際、日付が空欄の領収書を求められ当選人に渡したが、聞き取りした店員の記憶では5月には来ていないとのことであった。

当選人から提出のあったA店舗の領収書とA店舗で得られた証言には齟齬が見られるため、当該領収書と証言について本件では採用しない。

また、B店舗では、当選人から提出された7月付けの領収書の様式が、9月以降に発行しているものであることが証言された。こちらについても、当選人から提出のあったB店舗の領収書の内7月分については、B店舗で得られた証言と齟齬が見られるため、当該領収書と証言について本件では採用しない。なお、B店舗では5月分の領収書が当選人から提出されていることから、5月については、当選人はB店舗を利用していた事がうかがえる。

提出された領収書の内、銭湯に関するものについては一部疑問点が残るものの、このことをもって当選人が銭湯を利用していなかったと判断することはできない。飲食店やスーパー等の領収書、現地での証言やATMの利用明細書から考えると、当選人が前住所地2の周辺で飲食や買い物をしていた事がうかがえる。

- (3) 前住所地1及び前住所地2における宿泊の頻度について、当選人から提出のあった資料によれば、5月は18回、6月は28回、7月は31回、8月は29回、前住所地2において寝起きしていた。(令和5年5月19日は前住所地1で寝起きし、同年5月20日に船橋市の病院で入院し、令和5年6月3日に退院した。)

このことについて、前住所地2のアパートの住民に聞き込みを行ったところ、実際に見たことはないが、春頃、当選人の部屋のドアに表札がでていた時があったので、短い期間だったが住んでいたの

だと思ふ，とのことであつた。

以上の証言や，前述の飲食物関係の領収書等を鑑みると，疑問点は残るものの，当選人の主張には一定の信憑性があると言わざるを得ない。

(4) 申出人の主張の要旨を示した上で，これについて判断する。

ア SNSでの投稿について（その1）

「令和5年6月7日付けの投稿で、『自宅の近くに献血ルームがある』との記載がある。令和5年6月7日時点では前住所地2に居住しているはずで，前住所地2から献血ルームは徒歩で約3.5km離れている。一方前住所地1には徒歩で約0.4kmの位置に献血ルームがあり，一連の投稿内容から，令和5年6月7日時点では前住所地1に居住しており，投稿内容にある『自宅』は前住所地1を指していたのではないかと思われる」という主張について判断する。

当選人の証言によれば，献血ルームに関する記載の後に，通院を2～3年しましたという記載があることから，この文章は過去について記載した文章であるとのこと。よって，当然この文章中の「自宅」は前住所地1を指しており，「自己が所有する家屋」という意味で使用しているのであつて，「自分が今住んでいる家屋」という意味で使用したのではないとのことであつた。

なお，投稿の公開を制限していることについては，誤解を生じさせることを避けるためとしている。

この当選人の証言については，これを否定する客観的根拠が無いため，当該SNSでの投稿から当選人の生活の本拠が前住所地1にあつたとする申出人の主張は採用することができない。

イ SNSでの投稿について（その2）

「同じく令和5年6月7日付けの投稿で、『土曜の朝』，『救急車を呼び』，『救急車に乗り』，『数日間の入院』との記載がある。投稿内容から令和5年6月3日に救急車に緊急搬送されたと考えられるが，その搬送元が前住所地1である場合は，居住実態について疑義が生じる」という主張について判断する。

当選人の証言及び提出書類によれば，当選人は令和5年5月20日から令和5年6月3日までの間，船橋市の病院で入院しており，搬送元は前住所地1であつた。当選人は令和5年5月19日の夜に

体調不良を感じ、その日だけは前住所地 1 に帰り、その翌日に船橋の病院に搬送されたとのこと。

このことについて、当選人は自身の体調が悪くなったため、一時的に前住所地 1 で寝起きたのであって、それを否定する客観的根拠も無いことから、前住所地 1 に住所を有していたとは言えず、申出人の主張は採用することができない。

ウ 政治団体の主たる事務所の所在地について

「当選人が代表者である政治団体の主たる事務所の所在地が前住所地 1 から前住所地 2 に変更されていない理由は、本件期間において生活の本拠が前住所地 1 にあったからである」という主張について判断する。

千葉県選挙管理委員会に確認したところ、当選人が代表者である政治団体（小川学後援会、市民オンブズマン、市民ファーストの会、情報公開ふなばし）すべてについて、主たる事務所の所在地は前住所地 1 であった。

しかし、前述のとおり、本件で論点としている住所は、他に特別の事情がない限り「現に起臥しているところ」にあるものと認定しているため、政治団体の主たる事務所の所在地は本件と関係がなく、申出人の主張を採用することができない。

エ 船橋市議会議員一般選挙落選後、短期間で柏市に引越したことについて

「令和 5 年 4 月 23 日執行の船橋市議会議員一般選挙に立候補していた事から、少なくとも令和 5 年 4 月 23 日までは船橋市に住所を有しており、その後、本件期間開始までの短期間で柏市に生活の本拠を移すことは困難であることから、当選人は単に住民票を移転しただけで生活の本拠は前住所地 1 にあった」という主張について判断する。

当選人の証言によれば、令和 5 年 4 月 25 日くらいの時点で柏市に引越しをすることを決め、2 日か 3 日くらいで引越しの準備を一人で行い、同年 4 月 28 日に前住所地 2 に引越しをしたとのこと。前住所地 1 から運び込んだ物は、パソコン、着替え、布団、折り畳み式のイスと机くらいであったとし、引越し業者は使用していないとのことであった。

水道・電気・ガスの使用状況や当委員会が実際に前住所地 2 の部

屋を確認した際の状況から見れば、大型の電化製品や家財道具を運び込んだ可能性は低いと考えられ、当選人の証言には一定の信憑性があると考えられる。また、令和5年4月23日の船橋市議会議員一般選挙の終了後、本件期間の開始日である令和5年5月6日までの13日間で生活の本拠を移すことが不可能であることの客観的な証拠は無いことから、申出人の主張は採用することができない。

オ 前住所地1と前住所地2の部屋の広さや不動産価値等について

「前住所地1と前住所地2では部屋の広さや築年数、不動産価値等が著しく異なるため当選人が生活の本拠を前住所地2に移したとは考えられない」という主張について判断する。

部屋の広さや不動産価値等が違うことが理由で、当選人が生活の本拠を前住所地2に移さなかったと断定できるだけの客観的な証拠が無いため、申出人の主張を採用することができない。

カ 選挙期日後の前住所地2の状況について

「前住所地2は令和5年8月7日午後1時の時点で、部屋の外(テラス)にエアコンの室外機、洗濯機が無く、玄関に表札も無く、集合ポストに苗字の表示も無く、窓が閉まっていた人の気配が無かった。同年8月10日正午の時点でエアコンの室外機があり、水が出ていた。同年8月11日午後2時の時点で玄関に『小川』と書いて張っており、室外機からは大量の水が出ていた。大量の水が出るのは、新しくエアコンを設置したからである。同年8月12日午後2時にもエアコンから大量の水が出ており、11日と比べてガスメーターは『442』から『445』にしか変わっていなかった。このことから令和5年8月7日の時点で当選人の客観的な生活の本拠たる実態は前住所地2には無く、よって本件期間の前住所地2に生活の本拠は無かった」という主張について判断する。

エアコンの室外機について、当委員会が賃貸借契約書に記載のある不動産会社に確認したところ、エアコンは前住所地2に備え付けられており、契約書上もその旨の記載があった。本件期間中にエアコンの取り外しや取り付けを行った記録も無いとのことであった。よって、エアコンが本件期間中、前住所地2に備え付けられていなかったと判断することはできない。

表札については、当選人の証言によれば、4月に引っ越してきた際に表札をつけたが、何者かに剥がされてしまった。再度表札を張

ったが、剥がされてしまうため、表札が無かった期間があったとのこと。

このことは、前住所地 2 のアパートの住民も証言しており、これを否定する客観的根拠もないことから、一定の信憑性があると言える。よって、表札が無いことをもって、当選人の住所が前住所地 2 に無かったとは言えない。

集合ポストに苗字の表示がないことについては、当委員会が現地を確認したところ、前住所地 2 のアパートのすべての部屋の郵便受けに苗字の表示が無かったが部屋番号の表示はあった。

部屋番号の表示があれば、郵便物を受け取ることは可能であったと考えられるため、このことをもって当選人の居住実態が前住所地 2 に無かったとは言えない。

窓が閉まっていて人の気配が無かったことについては、当選人から提出された領収書から、当選人は食事を外食で済ませることが多く、たまたま部屋に居なかった事も考えられるため、このことをもって当選人の居住実態が無かったとまでは言えない。

ガスの使用量についての判断については、前述のとおりである。

また、ここで申出人が主張している事柄は本件期間後のことを述べているものであり、かつその時点でも当選人が前住所地 2 に住んでいないことを示すものでもないことから、これを採用することはできない。

キ 消防団について

「当選人は、本件選挙の選挙公報に、経歴として『消防団第 3 分団 3 班』と記載し公表しているが、船橋市議会議員一般選挙の選挙公報に、経歴として『船橋市消防団第 3 分団 3 班』と記載しており、船橋市長に対する情報開示請求の結果、船橋市消防団第 3 分団 3 班に当選人が所属していた事が部分開示されたことから、当選人は柏市の消防団に在籍していた経歴はない」という主張について判断する。

当選人の証言によると、船橋市消防団第 3 分団 3 班に過去在籍していたが、現在は在籍していないとのことであった。

柏市の消防団に在籍していた経歴があるかどうかについては、本件で論点としている住所の認定と関係がなく、申出人の主張を採用することができない。

ク 市民オンブズマンの活動について

政治団体「市民オンブズマン」の活動内容については、当選人からのその証言を得たが、いずれも本件で論点としている住所の認定とは関係が無かった。(政治団体の主たる事務所の所在地については前述のとおり。)

ケ 船橋市議会議員一般選挙における収支報告書について

「当選人の5月7日付船橋市議会議員一般選挙選挙運動費用収支報告書によれば、出納責任者小川学はその住所を船橋市本町4丁目40番18-401号と記載し報告している。すなわち、当選人の5月7日における住所は前住所地1であって、前住所地2ではなかった」という主張について判断する。

船橋市選挙管理委員会に問い合わせたところ、同委員会が立候補予定者に配布している「立候補予定者のみなさまへ」には、異議申出人の指摘する箇所(以下「出納責任者記載欄」という。)の記載例が掲載されており、そこには「住所・氏名が出納責任者選任届出書と一致すること。」と掲載されていることがわかった。「出納責任者選任届出書」は、立候補届出日に立候補者が船橋市選挙管理委員会に提出する書類であり、船橋市議会議員一般選挙の立候補届出日は告示日の令和5年4月16日である。

当選人は当該記載例を見て、出納責任者記載欄の住所及び氏名を出納責任者選任届出書と一致させたものと考えられる。当選人は令和5年4月28日に前住所地2に引越したと主張しているのだから、その時点で出納責任者選任届出書を修正すべきであったが、このことをもって、令和5年5月7日における当選人の住所が前住所地2になかったとは言えず、申出人の主張を採用することができない。

コ インターホンを押したが出てこなかったことについて

「本件選挙の2～3日後に前住所地2を確認をしに行ったが、誰か住んでいる様子はなかった。インターホンを押したが出てこなかった」という主張について判断する。

当選人の証言によると、インターホンを押されて、返事をしなかった事は無かったとのこと。

当選人から提出された領収書から、当選人は食事を外食で済ませることが多く、たまたま部屋に居なかった事も考えられるため、このことをもって当選人の居住実態が無かったとまでは言えない。

サ その他

その他，申出人が異議申出書等に記載している事柄及び口頭意見陳述で述べた事柄については，いずれも当選人が前住所地 2 に住所を有しなかったことを直接証明するものではないため，採用することができない。

前述の当選人の主張を踏まえ，以上のことを勘案すると，不自然な点が残るものの，前住所地 2 に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張が確認できないことから，当委員会は，本件期間について，当選人の住所は前住所地 2 にあったと判断する。

5 結論

したがって，本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める異議申出人の主張には理由が認められず，法第 216 条第 1 項が準用する行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定に基づき，主文のとおり決定する。

令和 5 年 10 月 13 日

柏市選挙管理委員会

委員長 榊 隆 夫

教 示

この決定に不服がある者は，この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に，文書で千葉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。